

条例点検票

			作成年月日	
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 224 号	条例名	静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業施行条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 18 年 2 月 24 日	
所管課名	市街地整備課			
条例の概要	土地区画整理法第 3 条第 4 項の規定により静岡市が施行する、静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業の施行に関し、法第 53 条第 2 項に規定する事項その他必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	当該条例は、土地区画整理法に基づき、地方公共団体が施行する事業のための施行規定について、法令に定める事項及びその他必要な事項について定めている。 番町西土地区画整理事業は、H11 年に換地処分を実施し、R1 年度に、土地区画整理事業の清算事務が完了予定である。これに伴い、条例の目的は達成される。	条例によって解決しようとしていた行政課題が達成された時点で、廃止する。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	法令に規定される内容について、不足なく記載されている。また、事業の施行に関する必要な事項が記載されており、有効に機能している。	なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	なし	なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	なし	なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	なし	条例の主目的から、協働を図る余地なし		
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市においても、法令等の規定に基づき、本市と同様の条例を定めている。	—		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
廃止	番町西土地区画整理事業は、H11 年に換地処分を実施し、R1 年に清算金事務が完了する見込みである。このことから、条例の目的が達成された時点で、廃止の手続きを行う。			

条例点検票

			作成年月日	令和元年 7 月 29 日
条例番号	平成 19 年静岡市条例 第 3 号	条例名	静岡市精神科病院に入院中の任意入院者に係る症状等の定期的報告 に関する条例	
制定年月日	平成 19 年 2 月 26 日	最終改正年月日	平成 19 年 2 月 26 日	
所管課名	精神保健福祉課			
条例の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく改善命令を受けて 5 年以内の精神科病院 又は改善命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお改善が認められない精神科病院に対 する任意入院者の症状等に関する報告について、必要な事項を定めている。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	精神科病院入院患者のうち、措置入院者 及び医療保護入院者と異なり法による定 期病状報告が義務付けられていない任意 入院者について、症状等の報告を提出させ ることにより、改善命令を受けた精神科病 院における適切な処遇の確保に寄与して いることから、必要な条例である。			
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	本条例による報告を、市長の求めに応 じ、静岡市精神医療審査会において入院の 要否が審査されるほか、必要に応じ入院者 からの意見聴取や委員による診察、管理者 等からの報告、診療録等の提出や審問が可 能となることから、精神科病院に対し任意 入院者への不当な処遇を防ぐ抑止力とし て有効性は高い。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	本条例に基づく、任意入院者の報告が提 出された場合は、措置入院者及び医療保護 入院者の定期報告を審査する既存の静岡 市精神医療審査会において審査されるこ とから、審査体制は確保されており、新た に審査体制を設ける手間やコストは発生 せず、効率的である。			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	本条例は、精神保健及び精神障害者福祉 に関する法律第 38 条の 2 第 3 項に位置付 けられているものであり、適法である。			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	本条例は、精神科病院における任意入院 者の処遇に関するものであり、個人情報や 人権の観点から市民と協働の余地はない。			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他の自治体においても、同様の定めがな されている。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 225 号	条例名	静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業施行条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 19 年 7 月 5 日	
所管課名	市街地整備課			
条例の概要	土地区画整理法第 3 条第 4 項の規定により、静岡市が施行する静岡都市計画事業大谷土地区画整理事業の施行に関し、法第 53 条第 2 項に規定する事項その他必要な事項を定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	当該条例は、土地区画整理法に基づき、地方公共団体が施行する事業のための施行規定について、法令に定める事項及びその他必要な事項について定めている。 大谷土地区画整理事業は、R1 年度に、土地区画整理事業の清算事務が完了したことに伴い、条例の目的が達成された。	条例によって解決しようとしていた行政課題が達成されたため、廃止する。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	法令に規定される内容について、不足なく記載されている。また、事業の施行に関する必要な事項が記載されており、有効に機能している。	なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	なし	なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	なし	なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	なし	条例の主目的から、協働を図る余地なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても、法令等の規定に基づき、本市と同様の条例を定めている。	—		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
廃止	大谷土地区画整理事業は、H24 年に換地処分を実施し、R1 年に清算金事務が完了した。このことから、条例の目的が達成されたため廃止する。	R1 年度 9 月議会 上程		

条例点検票

			作成年月日	令和元年 7 月 25 日
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 41 号	条例名	職員団体の登録に関する条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 20 年 10 月 3 日	
所管課名	人事委員会事務局			
条例の概要	職員団体の登録に関し必要な事項を定めるもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地方公務員法第 53 条第 1 項、第 5 項、第 6 項、第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものであり、条例の必要性あり。	現行通り		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	地方公務員法第 53 条第 1 項、第 5 項、第 6 項、第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めるものであり、有効に機能している。	現行通り		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	職員団体（外部コスト）に対する過大な負担とはなっていない。また、内部の事務手続きについても煩雑な状況ではない。	現行通り		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	職員団体登録に関する適法性について司法の場で否定されたことはない。また、関係法令の改正等により、不必要になった規定、改正すべき規定又は法令に抵触する規定はない。	現行通り		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	職員団体は、地方公務員である職員が、勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体であり、市民参画の仕組みは定めていない。	現行通り		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他政令市においても、条文は本市と同内容で定めるとともに、最終改正から 10 年から 20 年以上経過しているものが多く見受けられ、改正の余地はない。	現行通り		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行通り	地方公務員法の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めており、改正の余地はないため。	規則において、職員団体の登録及び法人格の取得に関し、必要な事項を定めているが、改正の余地があるとすれば、条例ではなく規則。		

条例点検票

			作成年月日	令和元年 7 月 23 日
条例番号	平成 21 年静岡市条例 第 50 号	条例名	静岡市美術館条例	
制定年月日	平成 21 年 7 月 16 日	最終改正年月日	平成 21 年 7 月 16 日	
所管課名	文化振興課			
条例の概要	市民の美術文化を振興することを目的として設置する市美術館に関して必要な事項を定めたもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	市民の美術に関する知識及び教養の向上を図り、市民の美術文化を振興する目的の施設設置のために必要な条例であり、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が適切な管理運営を行っている。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	指定管理者により適正な管理運営が行われており有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	適切な指定管理者が決定しており、無駄のない管理が行われている。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例で適法性を否定されたことはない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	指定管理者による施設運営を規定しているため、市民参画の仕組みを定める余地はない。	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者による運営協議会が設置されている。 指定管理者業務仕様書において、ボランティアの活用、地域との連携などの市民参画を業務内容に含めている。 		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市とほぼ同様の条例となっている。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	令和元年7月5日
条例番号	平成15年 静岡市条例第219号	条例名	静岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成21年7月16日	
所管課名	都市計画課			
条例の概要	<p>以下の方法に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>(1) 地区計画等の案の内容となるべき事項の提示方法及び意見の提出方法</p> <p>(2) 地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を申し出る方法</p>			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という）第16条により条例に委任されている事項を定めており、 （1）は、法第16条第2項の規定により、都市計画として地区計画を定める場合には必要な項目。 （2）は、法第16条第3項の規定により、住民発意で地区計画の原案等を申し出る場合には必要な項目。 であるため、都市計画として地区計画を運用していくために不可欠な条例。	なし		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	都市計画として地区計画を定める場合には本条例により手続きを実施しており、有効に機能している。	なし	現在までに26地区で地区計画を決定	
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	法令により定められている、都市計画として地区計画を定める場合に最低限度必要な事項を定めている。	なし		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	なし	なし		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	（2）で、住民発意で地区計画の原案等を申し出る場合に必要な項目を定めており、実際に運用された実績があることから、協働は果たされている。	なし	現在までに4件の住民発意の地区計画を制定	
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	政令市においては、 （1）は、すべての市で （2）は浜松市、岡山市で制定	なし		
キ その他	なし	なし		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	令和元年7月2日
条例番号	平成21年静岡市条例 第52号	条例名	静岡市特別支援教育センター条例	
制定年月日	平成21年7月16日	最終改正年月日	平成21年7月16日	
所管課名	学校教育課			
条例の概要	本市の特別支援教育の充実と推進を図るための施設を設置する条例。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実と推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、本市に必要な教育機関としての設置を条例で制定したものである。	改正の必要はない。		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	特別支援教育の充実と推進を図るため、教育委員会の一組織として、十分有効に機能している。	改正の余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄は ないか。	a 外部コスト 市民や事業者に過大な負担をかけてはいない。 b 内部コスト 学校教育課の一施設ではあるが、担当課長を配置し、ほとんどの業務執行の意思決定をセンター内で完結させており、効率化が図られている。	改正の余地はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	設置に関し、法的な問題はない。	改正の必要はない。		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	本条例で、協働の仕組みを定める余地はない。	改正の必要はない。		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	他都市の事例を参考にする余地はない。	改正の余地はない		
キ その他	弊害・問題は生じていない。	改正や運用の見直しをする余地はない。		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	令和元年 7 月 29 日
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 284 号	条例名	静岡市消防審議会条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 21 年 12 月 21 日	
所管課名	消防局消防部消防総務課			
条例の概要	消防行政の円滑な運営を図ることを目的として、市長の諮問に応じ、消防に関する重要事項を調査審議することとされている。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	近年、消防行政全般において大きな懸案事項等はなかったため、消防審議会については開催に至っていないのが現状である。 今後、諮問及び審議を必要とする重要事項の案件が発生した場合には、関係部局とも調整し消防審議会を開催していくため、本条例は必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	諮問及び審議を必要とする重要事項の案件が発生した場合には、会議進行等について明確に規定されており、有効に機能する。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	案件解決として、最も適している手段の一つであり、特に煩雑な規定はなく、効率的な制度となっている。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	判例で適法性を否定されたことはなく、改正すべき規定又は法令に抵触する規定もない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	市民参画の仕組みが定められており、十分な協働が図られている。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	所掌事務、組織等に関する規定について、他都市の条例と比較して妥当な内容であり、改正する余地はない。			
キ その他	なし			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	令和元年 7 月 25 日
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 169 号	条例名	静岡市動物愛護館条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 22 年 3 月 24 日	
所管課名	動物指導センター			
条例の概要	動物の愛護精神の普及及び向上を図るため、動物愛護館を設置するとともに、管理運営（指定管理含む）に関し定めたもの			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	地方公共団体は動物の愛護と適正な使用に関し、普及啓発に努めなければならないが、動物愛護法改正により、更なる動物愛護の精神が求められる一方、犬猫に関する市民からの苦情は微増しており、動物の適正な飼育に関する市民の理解を深め、動物愛護精神の普及及び向上が求められるため、当該施設を設置しており、条例は必要。	現行どおり		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	指定管理者により専門職の職員を配置し、適正な運営管理が行われている。また動物の適正飼育に向け、行政の指導を補完し、犬の殺処分数は減少、猫の譲渡数は増加傾向で、有効に機能している。	現行どおり		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	適切な指定管理者が決定しており、無駄のない管理が行われている。	現行どおり		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を司法の場で否定されたことはない。	現行どおり		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	指定管理としており、協働は果たされている。また、イベント実施時にはアンケート調査を実施し、結果を次年度計画に反映させている。	現行どおり		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市では行政部門と併設されていることが多いため、条例を定めている事例は少ないが、条例を定めている都市では同程度の内容である。	現行どおり		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	令和1年8月
条例番号	平成15年4月1日静岡市条例第277号	条例名	静岡市青少年研修センター条例	
制定年月日	平成15年4月1日	最終改正年月日	平成22年3月24日	
所管課名	子ども未来局 青少年育成課			
条例の概要	青少年団体の健全な育成並びに青少年の教養の向上及び心身の健全な育成を図ることを目的とし、教育委員会の承認を受けた団体による講習会、研修会又は学習等の事業を行う際の活動場所として施設を設置する条例である。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	青少年の教養向上並びに心身の健全育成を目的とした学習会や研修会等の活動場所を提供することで各種青少年団体の活動に寄与しており、青少年団体が優先的に利用できる公共施設は市内には少なく、必要である。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	青少年の主体的な活動や健全育成等を目的とした団体の活動場所が必要とされる中で、公の施設として活動場所を提供し、青少年の積極的な活動となっている。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	外部コスト 利用は無料で、手続きも簡易である。 内部コスト 電子申請システムの活用により、必要最低限な手続きとなっている。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	他都市を含めて、青少年研修センター条例等に関し、適法性を否定されたことはない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	青少年の健全育成等を目的として活動している団体の意見等を踏まえながら運営に努めている。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	青少年の健全育成を目的とした施設の設置に関する条例を制定している自治体の多くは同様の内容である。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	令和元年 7 月 31 日
条例番号	平成 15 年静岡市条例 第 37 号	条例名	外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例	
制定年月日	平成 15 年 4 月 1 日	最終改正年月日	平成 22 年 10 月 19 日	
所管課名	人事課			
条例の概要	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関し必要な事項を定めるものとする。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律に基づき、条例の定めるところにより職員を派遣できるとされており、外国の地方公共団体の機関等に派遣される可能性がある以上、当該条例は必要である。	改正の必要なし（外国の地方公共団体の機関等に派遣される可能性がある以上は、当該条例は廃止できない。）。		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。	更に有効な手段へ改正する余地はない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	効率的で無駄はない。	より効率的な制度に改正する余地はない。		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	適法性を否定されたことはない。	該当なし。		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例に市民参画の仕組みを定める余地はない。	協働を図る余地はない。		
カ 他都市 他都市の条例かどうか。	他都市においても同様の条例が整備されている。	他都市の条例もほぼ同様の内容（都市間での差異はあまりない。）。		
キ その他		地方公務員法の改正に伴い、2 月議会で所要の改正を行う予定。（条件付採用にかかる引用条項のずれを修正する。）		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
	現行どおり			

条例点検票

			作成年月日	令和元年 7月 10日
条例番号	平成 20 年静岡市条例 第 18 号	条例名	静岡市景観条例	
制定年月日	平成 20 年 3 月 21 日	最終改正年月日	平成 23 年 9 月 30 日	
所管課名	建築総務課			
条例の概要	本市における良好な景観の形成に関し、市、市民及び事業者の責務その他の基本的な事項を定める。また、景観法の規定に基づく景観計画について必要な事項を定めるとともに、届出対象となる行為や規模について定める。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	本市における良好な景観の形成を実現するため、景観法及び景観計画と一体となり景観施策を推進するために必要な条例であり、現在においてもその必要性は変わらない。			
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	有効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	a 外部コスト 景観法に基づき本市の景観特性に合わせて策定しているため、合理的な負担の範疇である。 b 内部コスト 不必要な煩雑さはない。			
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	関係法令の改正等による改正すべき規定等はない。			
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	条例及び景観法に市民参画の仕組みが定められており、十分な協働が図られている。			
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	同様の条例を策定している他都市と比較しても相違はない。			
キ その他	上記のほか、運用上の問題等はない。			
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	令和元年 7 月 29 日
条例番号	平成 23 年静岡市条例 第 47 号	条例名	議会の議決すべき事件等を定める条例	
制定年月日	平成 23 年 10 月 18 日	最終改正年月日	平成 23 年 10 月 18 日	
所管課名	調査法制課			
条例の概要	議会の議決すべき事件に総合計画を加える条例			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	・行財政運営は総合計画を基に進められて おり、住民の合意と言うべき議会の議決を 得る必要がある。このため、議会の議決す べき事件に総合計画を加える本条例は、現 在においても必要な条例である。	・現時点で改正の予定はない。		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	・議会に総合計画の決定権を制度上付与す ることにより、政策に議会の意思を強く反 映させることができるため、課題に対し有 効に機能している。			
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	・議決すべき事件に加えた総合計画につい て、議決すべき事件及び報告すべき案件の 範囲を定めており、効率的に事務が行われ ている。			
エ 適法性 判例で適法性を否 定されたことはない か。	・当該条例は、その適法性を司法の場で否 定されたことはない。 ・現時点で議会の議決すべき事件等に関す る法律の改正の動きはない。			
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地は ないか。	・当該条例については該当しない。			
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	・地方自治法の規定に基づき、各自治体が 各々の状況に鑑み、同様の条例を定めてい る。			
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		

条例点検票

			作成年月日	R1. 7. 8
条例番号	平成 18 年静岡市条例 第 11 号	条例名	静岡市国民保護協議会条例	
制定年月日	平成 18 年 2 月 24 日	最終改正年月日	平成 23 年 12 月 15 日	
所管課名	総務局危機管理総室危機管理課			
条例の概要	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 40 条第 8 項の規定に基づき、静岡市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの。			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。	法の委任により、市国民保護協議会の組織及び運営を定めている。市国民保護計画を見直し、変更するときには、同協議会の意見を尊重しつつ、関係者に意見を求め、同協議会に諮問の上変更の手続きを行うため、本条例は必要である。	なし		
イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。	条例の規定から運営の細目を運営要領として定めている。	なし		
ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。	協議会の委員は、45 人以内とするなかで、市防災会議委員を兼ねる者を含め 34 人（男性 31 人女性 3 人）を選任し、女性の登用にも配慮しつつ最小限に留めている。	なし		
エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。	なし	なし		
オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。	なし	なし		
カ 他都市 他都市の条例はどうか。	他都市においても条例の構成は同様であり改正を検討する見込みはない。	なし		
キ その他				
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
現行どおり				

条例点検票

			作成年月日	R1年7月23日
条例番号	平成15年静岡市 条例第165号	条例名	静岡市保健福祉センター条例	
制定年月日	H15.4.1	最終改正年月日	H23.12.15	
所管課名	健康づくり推進課			
条例の概要	住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする保健センターの設置に関する条例			
評価				
基準	評価結果	対応	備考	
ア 必要性 条例で解決したい 課題は何か。条例は必 要か。	地域住民に身近な保健サービス及び福祉サービスの提供拠点として、地域保健法に基づき設置する公の施設であり、条例の定めが必要である。	根拠法令 地方自治法第244条の2 地域保健法第18条		
イ 有効性 課題に対し有効に 機能しているか。	市民の健康維持・増進を図るための保健事業、福祉サービスの申請受付・交付事務や、健康に関する相談を気軽に受ける事ができる身近な保健福祉サービスの拠点となっている。	地域における成人保健、母子保健等の拠点として、対人サービスに加え、民間等の保健・医療・福祉関係施設との連携拠点としての機能を有し、今後も機能の継続性が認められることから、施設の設置規定、運用の見直しの必要性は認められない。		
ウ 効率性 効率的か。無駄はな いか。	葵区管内 4施設 駿河区管内 3施設 清水区管内 3施設 設置数・設置場所の選定については、人口や市民ニーズ等を考慮しており、適正配置となっている。	現在のところ各保健福祉センターの統廃合等は予定されていないことから、施設の設置規定の改正の必要性は認められない。		
エ 適法性 判例で適法性を否定 されたことはないか。	該当なし	該当なし		
オ 協働性 協働は果たされて いるか。協働の余地 はないか。	該当なし	該当なし		
カ 他都市 他都市の条例はど うか。	すべての政令市（保健所設置市）で条例の定めがあるが、実施事業、所在地等、必要最低限の規定となっている。			
キ その他	第2条に規定する事業については、平成23年条例第60号により一部改正を行い、全ての保健福祉センターにおいて同一事業を行うことができるものとされた。第2条に掲げる事業の中には、老人保健法等の一部改正により、実施しなくなっているものが認められることから、検証する必要がある。	第2条第7号の規定内容については、各保健福祉センターでの実態を把握（将来的な実施の効能性を含む。）した上で、規定内容を検討したい。		
見直し結果				
改廃等の必要	理由	特記事項		
要検討事項あり	国が示す「地域保健法第4条第1項の規定に基づく地域保健の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、上記基準のうち、該当する必要性・有効性・効率性・他都市の状況については、問題はなかった。しかしながら、（事業）第2条第7号の規定内容については検討を要する。	改正の必要性が認められた場合、合理的な改正理由を付すことができるか（改正時期を逃しているように思われる。）がポイントとなる。		